

**県産農林水産物等輸出促進
課題解決型バリューチェーンモデル構築事業費補助金交付要綱**

(趣旨)

第1 県は、「宮城県農林水産物等輸出促進戦略」に定める将来あるべき姿(目標)の実現に向け、県内で産出・生産される農林水産物及びその加工品(以下「県産農林水産物等」という。)の輸出を促進するため、輸出拡大が期待される国・地域において、生産、加工、流通、販売の事業者が連携して行う付加価値の高い輸出モデル構築に向けた課題の洗い出しと検証に資する取組に対し、予算の範囲内において県産農林水産物等輸出促進課題解決型バリューチェーンモデル構築事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象等)

第2 当該補助金は、次の各号に定めるもののうち3者以上によって構成されるグループが実施主体となつて行う県産農林水産物等に係る輸出拡大に向けたバリューチェーンモデル構築を図るために要する経費を交付対象とする。

このうち、実施主体には第1号又は第2号に該当する者を2者以上及び第3号又は第4号に該当する者を1者以上含むものとする。

- (1) 県内の農林漁業者又はその団体(以下「生産者」という。)
- (2) 県内の食品製造業者又はその団体(以下「飲食料品製造事業者」という。)
- (3) 輸出商社、卸売、物流等の業を営む事業者(以下「流通事業者」という。)
- (4) 海外インポーター、ディストリビューター、海外バイヤー等の業を営む事業者(以下「販売事業者」という。)

2 当該補助金の交付対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

3 交付の対象となる額に千円未満の額がある場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請等)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金等交付申請書を提出する者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号-別紙1)
- (2) 事業費積算明細書(別記様式第1号-別紙2)
- (3) 事業スケジュール(別記様式第1号-別紙3)

- (4) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号一別紙4）
 - (5) 直近3期分の決算報告書〔法人の場合〕又は確定申告書〔個人の場合〕の写し
 - (6) 登記事項証明書〔法人の場合〕又は代表者の住民票抄本〔個人の場合〕の原本（いずれも発行3か月以内）
 - (7) 納税証明書（すべての県税）の原本
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 4 次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
 - (3) 同一年度に当該補助金の交付実績がある者、並びに補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に対し他の補助金の交付実績がある者
 - (4) 国内外の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者、並びに反社会勢力又はこれに類似する企業・団体・個人である者
- 5 知事は、前項第1号に定める暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長あて照会することができる。

（交付の決定）

- 第4 知事は、補助金の交付決定に当たっては、あらかじめ事業内容を審査するものとし、その審査方法については別に定める。
- 2 知事は、第3の規定による補助金の交付申請があった場合、前項の規定による審査結果を参考に、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。
- 3 同一の農林水産物流通事業者等が同一の内容において、他補助事業と併用して本補助事業の交付決定を受けることはできない。
- 4 知事は、補助金の交付決定に当たって、第3第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、当該申請に係る補助対象経費から当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 5 知事は、第3第2項ただし書きの規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の変更）

- 第5 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をしようとするときは、あらかじめ別記様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、その限りではない。
- (1) 補助対象経費の30%以内の変更である場合
 - (2) 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

（補助事業の中止又は廃止）

- 第6 補助事業者は、補助事業を中止若しくは廃止又は他に継承させようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第7 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときには、速やかに別記様式第4号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業着手及び入札報告)

第8 補助事業者は、施設設置又は機械器具購入等の事業に着手したときは、別記様式第5号による入札結果報告・着工届を速やかに知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

第9 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、別に定める期日までに別記様式第6号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第7号一別紙1)
- (2) 事業費支出明細書(別記様式第7号一別紙2)
- (3) 補助事業用帳簿(別記様式第7号一別紙3)
- (4) 支出書類(見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、通帳等の写し)
- (5) 債権者登録票(別記様式第7号一別紙4、補助金振込先口座の通帳の写しを添付)
- (6) 成果品(輸出促進活動の実施写真や制作物等)
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第11 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により概算払いにより交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第8号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(工業所有権に関する届出)

第13 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権（以下「工業所有権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後2年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第10号による工業所有権取得等届出書を知事に提出しなければならない。

(販売状況の報告)

第14 補助事業者は、補助事業により開発された商品等について、事業実施年度終了後の2年間の販売状況を別記様式第11号により知事に報告しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第15 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用が増加した機械及び器具
- (2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要と認めるもの

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第16 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式12号による取得財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(帳簿及び書類の備付け等)

第17 補助事業者は、第16の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため別記様式第12号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業名の掲示)

第18 補助事業者は、この補助金により設置、又は導入された施設、機械等には、当該実施年度と事業名を掲示又は記入するものとする。

(関係書類の整備)

第19 補助事業者は、第10に定める補助事業等実績報告書を作成するときには、補助金事業に係る支出について、帳簿及び証憑を点検し、その支出内容を証する書類を整備するものとする。

2 前項に掲げる帳簿及び証憑については、補助事業の完了した日の属する年度の終了後、5年間保存するものとする。

(その他)

第20 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月20日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

[別表]

	補助対象事業	補助率	補助上限額
補助対象事業及び補助率	輸出拡大が期待される国・地域において、生産、加工、流通、販売の事業者が連携して行う、付加価値の高い輸出モデル構築に向けた課題の洗い出しと検証に資する取組	2分の1以内	1つの補助事業につき200万円以内 各年度において、1つの補助事業者につき原則1回の申請
補助事業者	県内の生産者や食品加工事業者及び流通事業者、販売事業者の3者以上で構成されたグループで、構成員に県内の生産者や飲食物品製造事業者が2者以上、流通事業者、販売事業者が1者以上参画していること。		
補助対象経費	旅費	事業を実施するために直接必要な補助事業者が行うマーケティングなどの活動や外部専門家等の招へいに要する交通費、宿泊料	
	謝金	事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	
	研究開発費	梱包資材や商品開発に直接必要な原材料費（自社からの仕入れは対象外）、外注費、検査・分析費、機械リース費、包装デザイン等開発費、コンサルティング等委託費	
	調査研究費	サンプル調査等の調査研究のためのサンプル製作費（無償配布に限る）、紹介資料等作成費、マーケティング調査委託費、その他試験・調査費	
	設備費	事業を実施するために必要な設備（機械装置・システム等）や付随する備品等の購入、据付等に要する経費	
	庁費	事業を実施するために直接必要な輸送費、送料、資材購入費、支払手数料、会場等借用料、広告宣伝費、通訳費、翻訳費、通関手数料、原産地証明発行手数料、貿易保険料、旅行保険等	
	その他	上記のほか、知事が必要と認める経費	